

第9章 管理運営

【到達目標】 聖学院大学大学院・研究科における教学・研究・運営・人事、各種委員会における意思決定の権限、管理者の選任や職務執行について、それぞれの規程にもとづく適切な管理運営を図る。以下、この目標実現のために、下記の項目をポイントとして点検評価を行う。

- ① 大学院長・研究科長の選任に関する規程は明確であり、その規程に基づいて適切な選任が行われているか。
- ② 大学院における教学・研究・運営・人事等に関する規程が整備され、この規程に基づく適切な運営が行われているか。

1 大学院の管理運営体制

1) 大学院研究科の教学上の管理運営組織

(A:大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性)

(B:大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会との間の相互関係の適切性)

(B:大学院の審議機関(同上)の長の選任手続の適切性)

【現状の説明】 大学院研究科の教学上の管理運営は、大学院学則第8条によって構成される研究科委員会が担い、第9条に従って研究科にかかわる事項を審議、決定している。本大学院は、学部からの「相対的独立」を標榜し、大学院専任・特任教員を中心にして各研究科の管理運営を行っている点に特徴がある。研究科委員会は毎月1回定例に「大学院委員会」と称して合同で開催し、その後半に個別研究科委員会を実施している。大学院委員会は大学院長が議長を務め、個別研究科の課題を大学院の全体的視点から審議することにより、本大学院の共通の理念や目的を見失うことがないよう努めている。

大学院委員会には、学長を初め、キリスト教センター所長、総合図書館長、総合研究所長、そして学部長が常時出席しており、大学全体との意思の疎通や学部教授会との間の相互関係を適切に保っている。

また、聖学院長、学長、大学院長、総合研究所長、研究科長、大学チャプレンによる「大学院構想委員会」を設け、大学院の理念を維持し、それを具体化するための基本課題、及び将来構想に関する事項を審議している。

大学院長の選任は「管理者選出規程」に基づき、聖学院長、大学長、総合研究所長、キリスト教センター所長、大学院研究科長の中より、理事会にて選出される。また、研究科長は理事会に設置される選考委員会（委員：聖学院長、大学院長、大学長、理事1名、評議員2名）が、当該研究科委員会の意見を聴取した後、候補者を理事会に答申し、理事会の審議を経て決定される。

【点検・評価】 本大学院・研究科の教学上の管理運営組織の活動は、学則および規程に基づいて適切に行われている。また大学院長、研究科長の選任手続は、学校法人聖学院の管理者選出

規程に則って適切に実施されている。

【課題・方策】 2006年度新しく「人間福祉学研究科」が設置されて、3学部および総合研究所の基礎の上に立つ3研究科体制が確立した。これまでの大学院の運営管理は、学部からの「相対的独立」を謳って大学院専任・特任教員中心に行ってきたが、学生数の安定確保や学部教員の積極的な関わりを図るためには、学部教員の大学院併任教員への登用を促進する必要がある。大学のサバイバル競争が益々激化する状況下では、学部と大学院が一体となつての大学作りが不可欠である。そのためにも、カリキュラムや管理運営、人材の共通化を図りながら、効率的な管理運営が今後の課題となる。